

令和 6 年度第 2 回成田市保健福祉審議会子ども・子育て支援部会 会議結果概要

1 開催日時

令和 6 年 10 月 22 日（火）10：00～11：40

2 開催場所

成田市役所 議会棟 3 階 第一委員会室

3 出席者

（委員）

山田部会長（議長）、木村委員（職務代理者）、高橋雅美委員、高橋知子委員、小倉委員、名雪委員、高嶺委員、岸本委員、古川委員、塩島委員、宮田委員、廣田委員

（事務局）

こども未来部：宮崎部長

こども政策課：狹山課長、檜垣補佐、青柳係長、兼坂主査、大野主任主事

子育て支援課：谷崎課長、根本係長

保育課：弘海課長、多田主幹、北見主幹、鴻池係長、遠藤係長

健康増進課：飯田課長、三宅係長

社会福祉課：鈴木課長

教育総務課：川名部課長

（傍聴人）1 名

4 議題

- ・成田市こども計画（素案）について

5 報告

- ・利用定員の変更について

6 配布資料

- ・会議次第
- ・席次表
- ・資料 1 成田市こども計画（素案）
- ・資料 2 第 1 期成田市こども計画 別冊 施策の体系に基づく具体的な取組（案）
- ・資料 3 第 1 期成田市こども計画 施策体系（案）
- ・資料 4 利用定員の変更について

7 議事等

○傍聴者の受け入れについて

議長：本日の議題について、会議を非公開とする議題に該当しないため、成田市情報公開条例第 24 条に基づき公開して開催する。本日は、傍聴につきまして、定員

を10名としておりますが、傍聴を希望される方が多いと想定されますことから、定員以上の傍聴希望があった場合に、入室を認めることとしてよろしいでしょうか。

委員一同：（異議なし）

議長：それでは、異議なしということですので、定員以上の傍聴人の入室を認めることといたします。本日は1名の傍聴希望があるため、傍聴者の入室を認めることとしてよろしいか。

委員一同：（異議なし）

議長：異議がないため、傍聴者の入室を認める。今後も審議中に希望者がありましたら隨時入室を認めることといたします。

○議題 成田市こども計画（素案）について

「成田市こども計画（素案）」（資料1）、「第1期成田市こども計画 別冊 施策の体系に基づく具体的な取組（案）」（資料2）、「第1期成田市こども計画 施策体系（案）」（資料3）に基づき、事務局から説明。

説明の概要は下記のとおり。

事務局：第1期成田市こども計画素案につきまして、ご説明いたします。

こども計画素案の目次をご覧ください。

計画の概要といたしましては、前回の本部会で骨子案としてお示ししたところですが、第1章につきましては、「計画策定の趣旨及び概要」といたしまして、実施計画の策定に係る背景と目的、計画の位置づけ等に関する内容を記載しております。

第2章につきましては、「成田市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題」といたしまして、統計データからみた本市のこどもを取り巻く状況、教育・保育サービスなどの実施状況、今後の人口の見通し及びアンケート調査及び意見聴取の結果からみた本市の子育て支援の現状と課題を記載しております。

続きまして、次ページになりますが、第3章につきましては、「計画の基本的な考え方」といたしまして、本計画の基本理念、基本理念の実現に向け、施策を実行していくうえでの2つの基本的な視点、3つの基本目標、施策体系、計画の進捗を測る指標を記載しております。

第4章につきましては、「基本目標に基づいて実施していく施策の展開と主な取組事項を記載しております。

第5章につきましては、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」といたしまして、幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載しております。

続きまして、次ページになりますが、第6章につきましては、「計画の推進に向けて」といたしまして、計画の推進体制や点検・評価の方法等について記載しております。最後に資料編となっております。

本市の特徴としましては、先日の部会でもご報告しましたアンケート調査の結果を本計画でも分量をさいて報告していること、また、後ほどご説明いたしますが、施策の展開において別冊を作成し具体的な施策を取りまとめていくことなどが挙げられます。

なお、市町村こども計画の策定に当たっては、「こども大綱」及び、県の「こども計画」を勘案することとされておりますが、現在、県において策定している、「こども計画」につきましても、現状の分析、施策の展開、量の見込みと確保方策の順になっており、基本的には同様の構成です。

それでは、各章についてご説明いたします。

まず、第1章になりますが、2ページをご覧ください。

計画の位置づけでございますが、こども基本法第10条第2項に規定されることも計画として位置づけ、子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画を内包する計画とします。

また、子どもの貧困対策計画及び子ども・若者計画としても一体的に策定するものです。

次に4ページをご覧ください。

計画の対象といたしまして、前回の策定会議でもご説明させていただきましたが、表にありますとおり、18歳や20歳といった年齢で区切ることなく、乳幼児期から学童期・思春期・青年期を経て成人期への移行期にある者として、原則30歳未満のものとしております。また、「子育て当事者」と、子ども・子育てに関わる人・団体・地域等も対象としております。世代別の分類については、具体的な取組の中で主に使用してまいります。

5ページをご覧ください。

計画の期間につきましては、子ども子育て支援法及びこども大綱の方針等を踏まえ、令和7年度から令和11年度までの5年間の計画とするものです。

続きまして、第2章となります。ページがとびますが、16ページをご覧ください。各種統計データにつきましては、こども計画が、貧困対策計画を内包しておりますことから、ひとり親家庭等の状況として、児童扶養手当受給者数、就学援助、新規児童虐待相談対応件数の推移についても加えております。

次に、24ページをご覧ください。今後の人口の見通しにつきましては、本年度策定が予定されている「成田市人口ビジョン」における推計人口の数値としております。

また、25ページから81ページまでは、アンケート調査の結果等について分量をさいて報告しておりますが、前回の部会においてご説明させていただいておりますことから、本日は説明を割愛させていただきます。

続きまして、83ページをご覧ください。本市の子育て支援施策の状況やこうしたアンケート調査の結果を踏まえた、子ども・子育て支援の課題について、「施策の体系」の順に掲載しております。

「(1) こどもや子育て世帯の意見反映の推進」では、「子どもの権利条約」や「こども

「基本法」において、子どもの意見表明権と意見の尊重を掲げられている中で、子どもの権利に関する認知度が低いことを踏まえ、認知度を上げるための普及・啓発や子どもの意見が施策に反映されるための取組の必要性などを記載しております。

続きまして、「(2) 子どもの居場所の充実」では、アンケート調査において、子どもが安心できる場所として「自分の家」や「自分の部屋」が挙げられているほか、「家族に何でも悩みを相談できる」と回答した人や、安心できる居場所が多い人ほど、自己肯定感が高い傾向があったことから、子どもにとって居心地の良い家庭環境を築けるよう家庭への支援を行うとともに、安心して過ごせる多くの居場所を持ち、さまざまな体験活動を通じて自己肯定感や自己有用感を高められるよう地域における居場所の充実の必要性などを記載しています。

続きまして、次のページをご覧ください。「(3) 社会的な支援を必要とする子どもやその家庭への支援」では、子育てに関して、不安や負担を感じている保護者が前回調査から増加していることや、困窮世帯の子どもについては、生活環境や教育の機会が確保されていない傾向が見受けられたことから、各家庭の状況に応じた支援の充実や、国や市の独自支援策などの経済的支援や学習支援の必要性について、記載しております。

「(4) 子どもやその家庭への切れ目のない支援」では、アンケート調査において、悩みなどを相談できる人がいないと回答した割合が一定数いることから、すべての子どもが必要な支援を受けられるよう、相談体制の充実と図るとともに、妊娠・出産・子育て、子どもへの切れ目のない一体的な支援を行い、安心して子育てができ、子どもが健やかに成長できる環境づくりの必要性について記載しております。

続きまして、次のページをご覧ください。「(5) 多様なニーズに対応した教育・保育環境の整備・充実」といたしまして、共働き家庭などの増加により、教育・保育ニーズが高まる中、保育士配置基準の見直しや「子ども誰でも通園制度」などの保育需要を把握し、本市の特性に応じた環境の整備と充実に努めていくことについて記載しています。

次に、第3章「計画の基本的な考え方について」ごします。

86ページをご覧ください。86ページに基本理念、87ページに基本的な視点をお示しておりますが、子ども主体の視点に基づき、前回の部会でご確認いただいた内容となっております。

続いて、88ページをご覧ください。基本目標をお示ししております。子ども・家庭・地域と基本目標を分類する案をベースに今回の基本目標を作成させていただきました。

まず、「基本目標1 子どもが健やかに成長できる環境づくり」につきましては、子どもへの支援といたしまして、すべての子どもが心身の状況や置かれている環境に関わらず、将来にわたって自分らしく幸せに成長していくよう、子どもの意見の尊重や、成長段階や状況に応じた支援を実施すること、また、自己肯定感や自己有用感を高められるよう居場所の充実を図ることとしております。

続きまして、「基本目標 2 こどもが安心して育つための家庭への支援」につきましては、家庭への支援といたしまして、社会環境の変化やライフスタイルの多様化に伴い、子育てに困難を抱える世帯が顕在化している現状を踏まえ、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的できめ細かな支援体制の充実を図り、全てのこどもが夢や希望を持って成長できる環境を整えることとしております。

続いて、89 ページになりますが、「基本目標 3 地域全体で、子どもの成長を支えるための環境づくり」につきましては、地域における、こども・子育て支援といたしまして、地域全体で子どもの育ちを見守るための環境の整備や、ワーク・ライフ・バランスのさらなる推進に向け、働き方の見直しや事業所における子育て支援など、仕事と家庭の両立の支援の推進について目標としております。

続きまして、90 ページをご覧ください。施策体系をお示ししております。ただ今ご説明いたしました基本目標ごとに、基本施策を作成いたしました。アンケート結果を踏まえた課題等でも必要性を挙げておりますが、子どもの意見表明や居場所づくりなどを基本施策に挙げております。引き続き、別資料とはなりますが、「第 1 期成田市こども計画 施策の体系（案）」をご覧いただけますでしょうか。現行の支援事業計画との比較について図示しておりますので、ご確認いただければと存じます。

素案にお戻りいただき、91 ページをご覧ください。計画の進捗を計る指標となります。本計画の基本理念の実現に向けて、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間の基本目標の達成度を評価するため、成果指標と 5 年後に達成すべき目標値を設定いたしました。他団体では、成果指標を定めていない団体や、細かな成果指標を施策ごとに定めている団体などさまざまな対応状況となっておりますが、本市においては、さまざまな計画を内容しておりますことから、こども大綱に掲げる数値目標などを参考に、基本目標ごとに、より大きな視点に基づく成果指標を設定しようとするものです。また、次の 92 ページをご覧ください。計画の参考指標といたしまして、現行の計画でも進捗状況を管理している地域子ども・子育て支援事業に加え、貧困対策や居場所づくりの施策等も参考指標として設定いたしました。毎年度確認できる指標も必要であると考え、これらの参考指標を設定するもので、その実施状況により本計画の進捗状況を確認してまいります。

続きまして、94 ページをご覧ください。

第 4 章「施策の展開」について、ご説明いたします。第 4 章「施策の展開」につきましては、施策の体系でお示ししました各基本施策の取組事項等をお示ししております。また、基本施策における「主な取組事項」の具体的な事業につきましては、後ほどご説明いたしますが、本計画の別冊「第 1 期成田市こども計画 施策の体系に基づく具体的な取組」として一覧に取りまとめを行う予定です。基本施策の説明につきましては、時間の都合上、主なものをご説明させていただきます。

まず、94 ページの「基本目標 1 こどもが健やかに成長できる環境づくり」の基本施策でございます。

「基本施策①子どもの意見表明・社会参画の推進」といたしましては、こどもが意見

表明できる機会を充実させ、子どもの意見を市の施策に反映し、子ども視点でのまちづくりを進めるとともに、子どもの自己肯定感や主体性を育むこととしております。主な取組事項といたしましては、95 ページになりますが、高校生や大学生が委員となり、市の施策について事業提案を行う「子ども・若者参画推進事業」を新規事業として挙げております。また、中学生議会や子ども茶論の開催といった「小中学生の社会参画の推進」などがございます。

続きまして、96 ページをご覧ください。「基本施策②子どもの権利の保障」につきましては、家庭や学校、地域などのあらゆる場面における、子どもの権利の保障についての周知・啓発や学習機会の充実、また、虐待防止対策やいじめ・不登校対策の充実、相談体制の充実を図ることとしております。

主な取組事項といたしましては、97 ページになりますが、「子どもの権利の普及・啓発」や「児童虐待防止に関する啓発・相談員の質の向上」「子どもの自殺対策の推進」などがございます。

続きまして、101 ページをご覧ください。「基本施策④子どもの居場所づくり、学び・遊び・体験機会の充実」になります。子どもがさまざまな体験活動などを通して、自己肯定感や自己有用感を高められるよう、地域で安全・安心に過ごせる場所や機会を提供するもので、子ども食堂や学習支援の場など地域にある多様な居場所の拡充を図ることとしております。主な取組事項といたしましては、102 ページになりますが、ただ今ご説明した新規事業である「子どもの居場所づくりの推進」や生活に困窮する世帯の中学生を対象に学習支援を行う事業などの「学習・生活支援、学習機会の充実」などがございます。

続きまして、106 ページをご覧ください。

「基本施策⑥困難に直面することへの支援」になります。子ども家庭センターを中心に関係機関が連携を強化し、子どもや家族の状況、発達段階に応じた、切れ目がない支援の充実を図るとともに、子ども食堂や学習支援の場など地域の多様な居場所の拡充を図ることとしております。主な取組事項につきましては、107 ページになりますが、「子ども家庭センターによる相談体制の充実」「ヤングケアラーへの支援」などがございます。また、検討を進める中で、外国籍の方への支援の必要性についても記載すべきものと考え、「外国にルーツがある方の生活への支援」などを記載しております。

続きまして、ページがとびますが、119 ページをご覧ください。「基本目標 2 子どもが安心して育つための家庭への支援」の基本施策になります。「基本施策④生活に困難等を抱える子育て家庭への支援」でございます。生活に困窮している家庭やひとり親家庭などに対する、支援の実施、子どもの学習支援、子ども食堂や居場所の充実を図ることとしております。今回の計画が貧困対策計画を内包するものから、基本施策として挙げているものです。

主な取組事項といたしましては、120 ページになりますが、「生活困窮者の自立支援」「児童生徒の就学援助の実施」「ひとり親家庭等の生活支援の充実」などがございま

す。

続きまして、122 ページをご覧ください。「基本目標 3 地域全体で子どもの成長を支えるための環境づくり」の基本施策になります。「基本施策①地域における子育て支援活動の推進」でございます。こども家庭センターにおける、学校や民生委員・児童委員や社会福祉協議会などの地域の関係機関との連携の強化のほか、地域のボランティアの学校活動への参加などの、地域で子どもを見守り育てる体制づくりを推進するとともに、子育て関係団体等への支援の充実と団体同士のネットワークの構築を支援することにより、地域の子育て支援活動の活性化を図ることとしております。

主な取組事項につきましては、123 ページとなりますが、「こども家庭センターによる相談体制の充実」「子育て支援団体等の連携の支援」などがございます。

基本施策の説明は以上となります。説明が重複する部分もございますが、本計画の基本施策等の検討にあたりましては、「こども基本法」や「こども大綱」のほか、こどもや子育て当事者に行ったアンケートなどの結果を踏まえ、子どもの視点や「こどもまんなか」の視点に立った施策として、「子どもの権利の保障」や「子どもの居場所づくり」について実施するほか、「不登校のこどもへの支援」や「外国にルーツがある方やこどもへの支援」の充実などを追加しているものでございます。

基本施策の説明については以上となります、別の資料となります、A4 横のサイズの「第 1 期成田市こども計画 別冊 施策の体系に基づく具体的な取組（案）」をご覧ください。この別冊は、第 1 期成田市こども計画に掲載する施策に係る具体的な取組の一覧となっており、基本目標と基本施策ごとに、対象となる事業を掲載する予定しております。このように、具体的な取組を基本施策ごとに、対象年齢ごとに取りまとめた方がわかりやすいと考えたこと、また、毎年度更新していくことも踏まえ、今回の案としたものです。なお、現段階では、来年度の予算が確定しておりませんので、すべての事業をお示しすることができません。予算の確定後、2 月の会議で改めてお示しする予定でございます。記載例に基づき、内容をご説明させていただければ存じます。2 ページをご覧ください。表の左から、成田市こども計画の該当するページ、取組事項、事業名、事業内容を記載しており、さらに、こども・若者計画を含むことから、各事業の対象となる年齢の欄に○を付したほか、貧困対策計画を含むことから、貧困対策に資する事業についても○を付し、リストを作成する予定です。

続きまして、素案の 5 章、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策についてご説明いたします。126 ページをお開きください。「提供区域の設定」につきましては、前回の会議でもお示ししたところですが、法定計画である子ども・子育て支援事業計画におきましては、必須記載事項として、教育・保育提供区域を定めることとされております。区域の設定に際しては、市町村が、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備に状況等を総合的に勘案して定めることと(子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項第 1 号)とされております。本市においては、児童人口の推計や市の教育・保育の現状分析、アンケートから算出されたニーズ量、国による区域設定の諸条件などを総合的に勘案し

た結果、地区の状況を踏まえた整備などを行うよう十分に配慮しながら、利用者のサービス利用の際の選択肢の拡大、居住エリア以外の施設・サービスの利用を希望する際のニーズの吸収、また、第1期・第2期においても利用者が区域にこだわらず施設を利用できている状況を踏まえ、「こども計画」においても、「成田市全域を1つの区域」として設定します。

次に、教育・保育ニーズについて、ご説明いたします。128ページをご覧ください。教育・保育にかかる量の見込みと確保方策を記載しております。教育・保育にかかる量の見込みと確保方策につきましても、子ども・子育て支援事業計画におきまして定めることとされているものです。上段の表になりますが、幼稚園や認定こども園の教育時間のみを過ごす子どもを1号認定、下段の表は、保護者の労働又は疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難な3歳以上のことでも主に保育園や認定こども園を利用するものを2号認定の量の見込みと確保方策を記載しております。

また、次の129ページに掲載しております、3号認定につきましては、満3歳未満の子どもで保育所や小規模保育事業所等を利用するものとなっております。量の見込みについては、1号、2号、3号それぞれの区分ごとに算出し、それに対して、1号の教育のみを希望する場合は幼稚園や認定こども園で確保、2号の保育の必要性のある3歳～5歳の子どもに対しては、保育所や認定こども園で確保、また、3号の保育の必要性のある0歳～2歳については、保育所や認定こども園のほか、小規模保育事業や家庭的保育事業などの地域型保育事業でニーズ量を確保することとなります。量の見込みにつきましては、教育・保育を希望する児童の数となっており、今後の0歳から5歳までの人口推計と、本年1月に実施いたしましたニーズ調査から、父母の有無や就労状況により分類した家庭類型と教育・保育の利用希望の結果に基づいて、算出しております。

128ページにお戻りください。具体的な算定結果についてご報告いたします。まず、1号認定の量の見込みにつきましては、保護者の就労状況の変化により幼稚園を利用する児童が減少しており、令和11年度の量の見込みは、869人となり、施設の定員を1,130人下回っております。確保方策については、施設の利用定員となります。いずれも量の見込みを上回る見込みとなっております。下段の2号認定につきましては、コロナ禍で出生数が少なかったことから、子どもが計画期間内に2号認定に移行していく影響もあり、令和11年度の量の見込み1,554人に対して施設の定員が、404人分上回る試算結果となっております。なお、本計画から、認可外保育施設である「企業主導型保育施設」の地域枠について、確保の内容に含めることとしたしました。この地域枠については、国が示す作成要領で加えることができるとされているもので、空港内に施設を設置する1事業者と調整の上、新たに加えることとしたものです。

続きまして、129ページをご覧ください。3号認定についてご説明いたします。

まず、量の見込みからご説明いたします。表の上段、0歳児の令和11年度の量の見込みは350人となり、施設の定員と同数となる試算となっております。

また、表の中段、1歳児については、令和9年度から施設の定員が不足し、令和11年

度には 564 人となり、施設の定員を 41 人上回る見込みとなっております。表の下段、2 歳児につきましては、令和 11 年度には 570 人となりますが、施設の定員が量の見込みを 54 名上回る状況です。なお、1 歳・2 歳の量の見込みにつきましては、前回まで は一括的に算定しておりましたが、今回から別に算出することになっております。次に、確保方策につきましては、令和 7 年度に小規模保育事業所 1 園を開設することとしているほか、認定こども園等の利用定員の変更や、保育士確保の取り組み等により定員の増加を図ることとしております。なお、表の中段、令和 9 年度からの 1 歳児の確保方策に不足が生じているものについては、1 歳の定員が 2 歳よりも 100 人少ないことによるものですが、1・2 歳児については合同保育が行われる場合もあることなどを踏まえまして、今回の案をお示しするものです。なお、特定の年齢で量の見込みが上回っている場合であっても、理由が説明できれば妨げられるものではない点は県にも確認をとっております。

次に、130 ページをご覧ください。地域子ども・子育て支援事業につきまして、ご説明いたします。地域子ども・子育て支援事業につきましては、ニーズ調査を実施しておりますが、当該調査から量の見込みを算出する場合、これまでの利用実績と比較して大きな乖離が生じますことから、前回の算出方法と同様に、これまでの実績等、本市の実情を踏まえ、量の見込みを算出しております。本日は時間の都合上、主なものについてご説明させていただきます。

まず、131 ページをご覧ください。放課後児童健全育成事業になります。放課後児童健全育成事業の量の見込みにつきましては、推計児童数から利用率を乗じて算出しております。また、確保方策につきましては、今年度、平成児童ホームの改修が終了し、40 人の定員増加、令和 7 年度に本城児童ホームが供用開始となり、40 人の定員増加、また、令和 10 年度に成田児童ホームが供用開始となり、40 人の定員増加を見込んでおります。

次に、133 ページをご覧ください。利用者支援事業でございます。現在、特定型として、施設利用希望者への情報や利用状況を案内する子育てコンシェルジュとして保育課に 1 力所、子育て支援課内にあります「こども家庭センター」において、妊娠期から就学前まで切れ目ない包括的な支援を行う、こども家庭センター型（これまで母子保健型）を一力所運営しており、これらの事業所は、引き続き運営いたします。また、令和 8 年から、子育て世代が気軽に相談できる場所を増やし、子育ての不安を軽減するため、子ども館、三里塚コミュニティセンター、公津の杜コミュニティセンター内にあります、なかよしひろばにおいて、子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等に基づいて、子育て支援に関する情報の提供、保育所等の利用に当たっての助言・支援を行う、基本型の事業を開始したいと考えております。

続いて、134 ページ上段、地域子育て支援拠点事業についてご説明いたします。現在、なかよしひろば 3 施設と公立保育園 2 施設、私立保育園 2 施設、私立認定こども園 1 施設の合計 8 施設での運営を行っておりますが、子育て世代の居場所の拡充を図るため、令和 8 年度に 1 園、令和 10 年度に 1 園を、新たに開設したいと考えております。

次に 138 ページ以降は、今回の計画から、法改正等により新たに加えられる事業となります。138 ページの下段をご覧ください。「児童育成支援拠点事業」となります。本事業は、不登校の子どもの支援や要保護児童等の居場所の提供や生活の支援等を行う事業でございますが、本市においても需要があると見込まれることから、新たに実施を検討しているものです。139 ページをお開きください。地域子ども・子育て支援事業の新規事業として追加された「こども誰でも通園制度」につきましては、本年 6 月から赤荻保育園、長沼保育園で試行的に実施しているところですが、令和 7 年度からは私立の保育園や認定こども園、地域型保育事業所等においても実施することとしております。

続きまして、140 ページをお開きください。「産後ケア事業」及び「妊婦等包括相談支援事業」につきましては、現在も実施している事業になりますが、これまでの実績をもとに算出しているものです。

続きまして、「第 6 章 計画の推進に向けて」になります。141 ページをお開きください。ページの中段、計画の推進体制の整備といたしまして、本市において、関係機関及び各担当課との連携を深め、地域の実情に応じた施策を推進するとともに、子どもの意見の尊重と社会参画の推進、地域や関係団体との連携を図ります。

続きまして、142 ページをご覧ください。計画の点検・評価の実施に当たっては、PDCA サイクルに基づき、毎年度、「進捗を測る指標」で定める「参考指標」の推移を確認することにより、進捗状況の評価を行います。評価に当たっては、下段の図にありますとおり、附属機関である「成田市保健福祉審議会」及びその部会である「成田市保健福祉審議会子ども・子育て支援部会」に、報告を行い、意見を求めます。その結果を市ホームページで公開し、子どもや子育て当事者への情報提供を行うとともに、アンケート調査等を実施し、意見を聴取することで、施策への反映に努めます。また、本計画の別冊「施策の体系に基づく具体的な取組事項」について、毎年、事業の実施状況に応じて更新します。さらに、計画の最終年度には、「進捗を計る指標」で定める「成果指標」に基づき、計画の達成度を評価します。

第 1 期成田市こども計画素案についての説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

質疑応答等の後、議事を終了する。

主な質疑応答以下のとおり。

委 員：こども計画素案 91 ページの基本目標 1 こどもが健やかに成長できる環境づくりの成果指標の中で、自分は周りの人の役に立っていると思う割合がありますが、具体的にどのようなことでしょうか。例えば、家族のお手伝いをするとか地域の事業に参加することかと思いますが、その回数が増加するということでしょうか？

事務局：今回実施したアンケートの中で、子ども・若者を対象にしましたアンケート調査が

ございまして、そのアンケートの中で、今の自分が好きかや自分は周りの人の役に立っていると思うかという設問があり、あてはまるやどちらかといえばあてはまるという回答の合計した割合を記載しております。特に詳しい設問ではなくて、自分は周りの人の役に立っていると思うかという設問に対しての答えということになりますので、今後、施策等を行うことによって、自分は周りの人の役に立っていると思うという割合を増加させていくものとなります。

委 員：素案 P98 に子どもの権利についての記載がありますが、子どもの権利について、知っていることを増やしていくこと目標にするよりは、知らない子どもの割合を減らしていくことを目標にしたほうが分かりやすいと思います。子どもの権利について、認知度ということでは、知らないことを減らす取り組みをしたほうが分かりやすいかと思います。また、子どもの権利については学校で教えているかと思います。イベントでの周知ということも大事かと思いますが、学校での取り組みも重要なかと思います。学校でどこまで教えているか分かりませんが、千葉県で発行している子供の権利条約の冊子を特定の学年での配布のみになっているかと思います。1年生であれば1年生がわかるような内容で、それぞれの学年に応じて、学校の授業などに取り上げてもらえた普及していくのかと思います。

事務局：ご指摘いただきました子どもの権利の保障ということで、素案 97 ページの一番上段に記載がございまして、子どもの権利の普及啓発ということで新規事業ということで取り組み事項として掲げさせていただいております。具体的なところでは、ご指摘いただいた子どもの権利の冊子の配布等もそうかと思いますが、こういったものを用いて子供の権利の普及啓発に努めますということで掲げさせていただいております。どのような手法があるのか検討し周知に努めてまいりたいと考えております。

目標値については、大きな視点として計画に掲げておりますので、素案 97 ページにございますとおり、取り組んでいきたいと考えております。

委 員：素案 16 ページですが、子どもの貧困に関する就学援助の推移というグラフを掲載いただきました。内容をみると、要保護認定児童生徒数と準要保護認定児童生徒数の合計は減少傾向となっていますとまとめられておりますが、注目したいのは、貧困の度合いが高い要保護認定児童です。要保護児童が、令和 4 年度から令和 5 年度にかけて 14 名増加している。貧困に困っている子どもが多いということで、その理由はどのようなものなのでしょうか。情報がありましたら教えてください。

事務局：ご指摘のとおり、令和 4 年度の 24 人から令和 5 年度 38 人に増加しているというのは、生活保護世帯に含まれるお子さんの人数が増えたということですが、生活保護自体に関しては、コロナが収束を迎える中で、若干減少傾向にございます。具体

的な要因については把握できておりません。

委 員：わかりました。続けてですが、素案 17 ページです。児童虐待に関するグラフが掲載されておりますが、虐待というのは、子どもの健全な心身の発達が阻害されたり、ときには命を奪われたりする重大な人権問題だと思います。ここには相談の総数が掲載されておりますが、可能であれば、その内訳が分かれれば、それに応じた対策が取れるのかと思います。また、児童相談所との連携がどのようにになっているのか、この相談の中で児童相談所に送っているケースがあるのか分かれば教えてください。

事務局：虐待の相談対応 386 人の内訳ですが、身体的虐待が 86 人、性的虐待は 0、心理的虐待は 167 人、ネグレクトは 133 人となっております。令和 4 年度と 5 年度を比較しますと、ネグレクトが少し増えました。また、この集計結果は、世帯の数ではなく、お子さんの数で集計しておりますので、昨年度の特徴としては、多子世帯、お子さんの多いご家庭でのネグレクトケースというのが数件ございました。先ほど児童相談所との連携のお話がありましたが、児童相談所との連携しておりますので、市で対応できるものについては市で対応し、同じ家庭でも重篤な内容については児童相談所でも対応するということもあります。そのような場合には、市と児童相談所でダブルカウントします。そのようなことで件数が増えたということもあります。また、児童相談所との連携については、常に連携しておりますし、定期的に職員同士での情報の共有ということもありますし、電話等での連絡というのもございますし、しっかりと連携して対応しております。

また、児童相談所への送致の件数についてですが、令和 5 年度で申し上げますと、保護の依頼をしたのが児童の数で 7 人、そのうち実際に一時保護となったのが 6 人です。

委 員：素案 4 ページの計画の対象ですが、外国にルーツを持つお子さんについては、対象としてよろしいのかどうかという質問です。

学校現場で抱える課題の一つとして、外国から転入してくるお子さんの支援ということで、小・中学校では、日本語が全く話せないようなお子さんも受け入れてありますが、教育委員会で日本の進路を指導していただく指導員を派遣していただいているところですが、人数や日数が限られており、十分な支援が届いているかというところでは、疑問に感じるところがあります。より手厚い支援が行われるといいと感じております。そのような背景がまして、計画の対象について、外国にルーツを持つお子さんは対象となるのかということをお伺いできればと思います。

事務局：今回の計画の対象については全てのことどもということになっております。国籍条件はございませんので、外国人の方も対象となっております。具体的な施策としましては、幼児教育保育学校教育の充実ということで、素案 100 ページの 14 番に、外国にルーツがあることどもへの教育・保育の支援ということで、外国籍の方に限らず外国にルー

ツがあるというようなことで広く表現させていただいております。このような施策を記載しておりますが、ご意見につきましては、承りました。

また、素案 108 ページで困難に直面することへの支援ということで 12 番と 13 番に記載がございます。12 番は 100 ページでご説明した取組の再掲となりますが、13 番については外国にルーツがある方の生活への支援ということで、外国人のための日本語教室の開催等の支援を進めてまいりたいということで記載しております。

委 員：素案 94 ページのこともの意見表明・社会参画の推進で、アンケート調査では意見 を伝えたいとの回答が 3~4 割あった一方で、意見を伝えても反映されないという意見も 3~4 割あるということですが、このような言っても仕方ないと思っていることどもたちの意見を聞くことも非常に大事かと思います。そういったことどもたちの意見を吸い上げるような工夫が必要かと感じます。

また、95 ページの 1 番・2 番ですが、こともの意見表明・社会参画の推進にある、高校生や大学生が委員となって市の施策に事業提案するといった事業や小・中学生の社会参画の推進で茶論の開催等の記載がありますが、このような委員の選定や茶論に参加することどもというのは、一般公募という形で募集されるのでしょうか。

様々な施策を市の施策に反映していくにあたり、貧困層のお子さんやヤングケアラーのことどもはこのような場に出てこないかと思います。このような場に出てくる方というのは、非常に社会に関心があって、公園を作つてほしいとか積極的な意見が出ると思いますが、DV や貧困などの問題を抱えてるお子さんが公の場で意見を表明するというのは難しいかと思われます。公募が公平でいいのかもしれません、どのような問題を抱えていることからご意見を聞けるような工夫が必要かなと思います。この取組については、どういったことどもたちが参加することを想定されているのでしょうか。

事務局：素案 95 ページ 1 番のこともの意見表明・社会参画の推進という新規事業につきましては、公募で委員を 20 名ほど募集することを考えております。今、ご指摘がございましたが、声を上げづらい方もいるということも事実だと思いますので、どのようなアプローチができるかということを検討できればと思います。また、来年度以降もアンケートについては、今回のような大きなアンケートは策定のタイミングで実施しますが、意見を聞くということ自体は続けてまいりたいと考えておりますので、そのような方からも意見を聽けるように検討していきたいと思います。

また、ことどもに対してですが、ことどもから自分たちの意見が伝わらない、よくわからない等のご意見もあるところもございますので、今、ホームページでことども計画の策定状況等も公開させていただいており、その中では、ことども版のホームページも作成し公開しております。現在は、ことども版のことども計画概要版は掲載しておりますが、ことども計画が策定されましたら、ことども版のことども計画も作成することとしておりますので、ことどもたちにもしっかりと周知してまいりたいと思います。

委 員：他の保護者から学校の先生の手書きの手紙が読めないというお話だったり、学校で使用する物の値段が高くて、保護者が2つの仕事をしている等のお話を伺います。このような方々に向けた支援としてどのような支援があるのでしょうか。

事務局：全ての学校にきちんと配置されているかまではお答えではできませんが、日本語の補助員が言語は限られるかと思いますが、各学校に配置されており、日本語教育の支援を行っている状況です。学用品等が経済的な事情で購入ができないというお話ですと就学援助という制度があります。所得の基準があり申請等も必要になるものですが、教育委員会から各ご家庭に案内があるかと思います。

委 員：素案104・105ページの障がい児・医療的ケア児等への支援についてですが、バリアフリー化という文言が3か所ほど出てきていますが、具体的にどのような支援になるのでしょうか。

事務局：学校等の施設で車いすの方がスロープで移動できるようにするなど障害のある方が不自由のない生活ができるように施設の整備をするということが中心になるかと思います。

委 員：障がい児については、障がいといつても様々な障がいがあります。肢体不自由だけではなくて、視覚障がい、聴覚障がい、発達障がい、知的障がいと様々な障がいを含めて障がいということだと思いますので、バリアフリー化だけでは支援の範囲がせまいのではないかと思います。
文章の中には、障害者の権利に関する条約のことが記載されておりますが、このあとに、平成28年に障害者差別解消法が施行されています。この法律では、不当な差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の提供をしていることが定められており、合理的な配慮の提供が義務化されているわけです。学校では、先生方や保護者の中で、合理的配慮っていうことが広まってきていると思いますが、今年4月1日からは、国や地方公共団体だけではなく、民間事業者も合理的配慮の提供が義務化されました。この合理的配慮ということがどこまで広まっているのが疑問に思うところですが、バリアフリー化っていうよりも、障がいに応じた合理的配慮っていう文言を入れた方が良いのではと考えており、障害者福祉課の意見を聞ければと思います。

事務局：本日の会議には、障がい者福祉課は参加しておりませんので、ご意見につきましては、障がい者福祉課にも確認させていただきたいと思います。

委 員：学校についてですが、それぞれの学校の実態に応じて、合理的に配慮について協議の場を設けているところです。

○報告 利用定員の変更について

「利用定員の変更について」（資料 4）に基づき、事務局から説明。

説明の概要は下記のとおり。

事務局：利用定員の変更について、ご説明申し上げます。子ども・子育て支援新制度において、保育所、幼稚園、認定こども園の施設型給付につきましては、認可を受けた施設及び事業者について、利用定員や会計処理などの運営基準が給付の対象となる施設あるいは事業者として適格かどうかを「確認」することとされています。

資料の「利用定員の変更について」をご覧ください。施設の定員には認可定員と利用定員があり、認可定員はその施設が受け入れることのできる最大の人数であり、利用定員は実際に運営するうえでの受け入れ人数となっております。

子ども・子育て支援新制度においては、施設型給付の対象としてふさわしいと認められる「確認」の手続きの中で、実態の園児数に合わせて利用定員を設定しております。なお、定員の変更に当たっては、審議会その他の合議制の機関において審議等の必要はございませんが、三里塚第一保育園から、本年 11 月 1 日から利用定員を変更する旨の届出がありましたので、本会議において報告するものです。三里塚第一保育園につきましては、事業主体は、社会福祉法人三成会となります。今回の利用定員の変更につきましては、実際の園児数に合わせて利用定員を変更するもので、140 人から 130 人への変更となります。内訳は、0 歳児が 9 人、1 歳児が 19 人、2 歳児が 24 人、3 歳児から 5 歳児がそれぞれ 26 人となっております。

以上、「利用定員の変更について」の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

※報告についての意見や質問はなし。

○その他の質疑応答

委 員：今年の夏はとても暑かったと思いますが、熱中症対策の一つとして体育館に冷暖房を整備する予定はありますか。

事務局：小・中学校の体育館の冷暖房設備についてですが、一部の小・中学校でスポットクーラーを導入しております。今後、全ての学校の体育館にスポットクーラーの導入に向けて、検討を進めているところです。現在は、下総みどり学園などの市内 4 ケ所の学校の体育館については設置されています。

委 員：素案 92 ページにある参考指標の 5 番ですが、児童ホームの待機児童数が 69 名とあり

ますが、かなり多いのはなぜでしょうか。

児童ホームが断っているのか、親の方で選んでいるのか、具体的にわかりましたら教えてください。

事務局：児童ホームの待機児童についてですが、現在、遠山地区や成田小学校のエリアで児童数が増えた影響もあり、待機児童が発生している状況ではありますが、小学3年生までであれば、入所できるよう対応しております。また、新たに施設を整備して待機児童を解消するということで進めているところです。今年度は平成小学校の児童ホームを増設しております。また、来年度4月からは本城小学校の児童ホームも増設する予定です。その後、成田小学校の児童ホームにつきましても、改築に合わせて増設する予定です。

○その他

- ・事務局から今後のスケジュールを説明。